

3/31施行された

緊急雇用対策でもらえる助成金が 2時間で分かるセミナー

—今こそ助成金制度をフルに活用し、次に備えよう！！—

100年に一度の不況は製造業を中心に業況を悪化させ、地方・中小企業へ広がってきており、経営環境は厳しさを増すばかりです。社員の雇用維持にまで危うい状態という、まさに経営の瀬戸際まで追い込まれているのが現状です。

そうした中、緊急雇用対策として政府は雇用維持のための助成金制度を3/31施行の法令で拡充しました。負けない・折れない経営を図っていく上では、助成金の利用は、今、最も見逃せない経営施策です。

本セミナーは、政府が提出した緊急雇用対策を2時間でまとめ、特に実務担当者が押さえておくポイントをまとめました。今こそ助成金を最大限に有効活用し、現下の厳しい経営環境を克服し、次なる企業の発展に備えておくことが寛容です。

(講座後、個別相談をお受けいたします)

<プログラム>

- 雇用関係助成金は返さなくていいお金
 - 助成金の財源は雇用保険料—今こそ受給しよう！
 - 助成金は計画しなければ受給できない
 - せっかく要件を満たしてももらえないわけ—
 - 総務・人事などの間接部門が唯一利益を生み出せるわけ
 - 雇用保険法の基本用語を押さえよう！
- 拡充された助成金の概要
 - 雇用の維持に努める事業主に支給される中小企業のための助成金
 - 中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件を押さえよう！—
 - 特定求職者雇用開発助成金
 - 母子家庭の母、高齢者を雇用すると受給できる—
 - 年長フリーターを雇用すると、100万円助成される？
 - 育児・介護を支援する助成金
- 押さえておきたい雇用保険法の改正
 - 非正規労働者の適用基準緩和
 - 再就職が困難な場合の延長とは
 - 育児休業基本給付金の改正点とは

折れない
負けない
経営のために助成金の活用を

講師

小島経営労務事務所所長・特定社会保険労務士

小島 信一氏

<プロフィール>

1968年静岡県静岡市生まれ。大学卒業後、大手酒類・食品会社を経て、台東区の小嶋経営労務事務所で10年以上にわたり、社労士業務の経験を積む。現在、小島経営労務事務所所長として、中小・中堅から一部上場企業までの経営指導、労務管理アドバイス、執筆、講演活動などに従事している。

主な共著に「使用人兼務取締役をめぐる法律と税務」(新日本法規出版)「わかりやすい有限会社経営の手引き」(新日本出版法規)「小さな会社の事務がなんでもこなせる本」(日本実業出版社)、「社会保険労働保険実務全書」(日本実業出版社)などがある。

日時 21年7月9日(木) 14:00-16:00

会場 朝日信用金庫西町ビル 7階会議室

受講料 会員1,000円 非会員3,000円 (税込み)

当日受付にて頂戴いたします

お申込はFAXで 5818-1141

本申込書は、当日、受付の際にもお出しください

(社)上野法人会

110-0015 台東区東上野1-2-1
朝日信用金庫西町ビル5階

TEL 5818-1151

21.7/9緊急雇用対策セミナー

先着60名様

定員に達した場合、それ以降のお申込の方のみ、ご連絡致します。

参加者名

法人名

TEL

会員No.(宛名シール下に記載)

FAX

ホームページ